

＊ ＊ ジュニア選手登録について ＊ ＊

2019. 4. 1 長野県テニス協会

1. ジュニア選手登録大会

* 長野県内で開催されるジュニア大会に『◎印』のついた大会は、ジュニア選手登録された者でない
と出場することが出来ません

2. ジュニア選手登録資格者

* 長野県に在住している者で、県内の小・中・高校に通学している者なら登録できます

3. 登録料・有効期間

- 1) 登録料は、1年間：1, 000円となります
- 2) 登録料は、その年の3月1日から翌年の2月末日までが納入期間となります
- 3) 登録有効期間は、毎年4月1日～翌年3月31日の間に開催される大会が対象となります
- 4) 納入された登録料の払い戻しはありません

4. 登録方法・登録認可

- 1) 本会ホームページ（トップページの中央バナー）より申し込むことができます。ただし、「ジュニア選手登録同意書、アンチ・ドーピング同意書」の2通は、必要事項を明記し本会事務局へ郵送して下さい（必須項目に記入洩れのある申込書は受理されませんのでご注意ください）
- 2) 登録内容に変更が発生した場合は、「登録がお済の方」より変更を行ってください
- 3) 他都道府県への変更や、他都道府県からの変更は、本会事務局へお問い合わせください
- 4) 登録が完了ししますと登録者の「ジュニア選手登録番号」がメールにて返信されます。ただし、登録料が納入されていなかったり、同意書が送付されていませんと登録完了とはなりません
- 5) 登録が完了されたか否かは、後日、登録者名簿（ホームページ：総務委員会）にてご確認ください
- 6) 登録には一週間以上時間を要する場合がありますので、早めに登録を済ませてください

5. 登録料振込先

- * 八十二銀行 西松本支店 普通預金：No.457625
- * 口座名 長野県テニス協会 ジュニア選手登録 代表 三村功（ミムラ イサオ）
- * 振込人名義は、「カタカナのみ」の記載となりますので注意してください
- * 振込手数料は、申込者の負担となります

6. 脱会・再登録

- 1) 高校を卒業する年度の2月末日になると自動的に脱会となります
- 2) 高校2年生までに途中脱会するときは、登録料の納入を停止してください。ただし、期間途中でもその年の登録料払い戻しはありません
- 3) 再登録（以前に脱会した者）を希望する場合は、ホームページより再登録をしてください

7. 登録抹消

* 選手登録規程（長野県テニス協会の規約・規程参照のこと）に違反した者は、登録を（永久又は、ある期間）抹消されますので注意してください

8. 大会参加申込

- 1) 2019年4月以降の大会日程に◎印のついた大会が対象となります
- 2) ◎印の大会（団体戦は除く）は、「ネットエントリー」による申込となります
- 3) ジュニア選手登録をしている者は、一般の長野県大会に参加することができます（一般選手登録をする必要はありません）

9. 同意書送付先・問合せ先

* ☎390-0852 松本市島立929-9 長野県テニス協会事務局 三村功宛
☎0263-48-6883 E-mail: imtc@go.tvm.ne.jp

10. その他：ジュニア選手登録は、「長野県テニス協会：事務局」が統括しています